

いま、専門学校から

▶ 専 門 士

▶ 高度専門士

▶ 大学編入学

▶ 大学院入学資格

▶ 専攻科および
適格専攻科

▶ 職業実践専門課程

▶ 高等教育の
修学支援新制度

▶ 専修学校#知る専



いま、専門学校から

実践的な職業教育を通じて ～公的称号と多様な学びへのアクセス～

専門学校は職業に直結した教育により産業界や社会を支える人材を多数輩出してきました。その専門的かつ実践的な学びに対する社会的評価は年々高まっているとともに、国も様々な制度で支援しています。

■称号「専門士」 —「日本の教育資格枠組み」レベル5—

「専門士」は修業年限2年以上・62単位以上の専門学校修了者に付与される学校教育法上の称号です。文部科学省承認「日本の教育資格枠組み (Japanese Educational Qualifications Framework)」において短期大学士 (短大卒) と同等のレベル5に位置付けられており、これは専門学校の実践的な職業教育が我が国の高等教育で確固たる地位を築いていることを証明しています。

■称号「高度専門士」 —「日本の教育資格枠組み」レベル6—

「高度専門士」は一定の要件を満たした通算修業年限4年以上・124単位以上、大学院入学資格が与えられた専門学校および専攻科修了者に付与される学校教育法上の称号です。「日本の教育資格枠組み」のレベル6に位置付けられており学士 (大学卒) と同等の地位が証明されています。

■大学編入学 —学修機会の継続—

専門士が付与される2年以上の専門学校修了者には大学編入学資格が与えられます。高等教育機関相互の交流が促進される本制度により、学生の「学びの継続」が実現しています。

■大学院入学資格 —学びの高度化と高等教育への多様なアクセス—

専門学校における教育内容の高度化と修業年限の長期化を踏まえ、一定の要件を満たした通算4年以上の専門学校および専攻科修了者には大学卒業者と同様に大学院入学資格が与えられます (同時に付与される高度専門士と同要件)。

■専攻科・適格専攻科 —専門性の追求と深化—

専攻科は2年以上の専門学校修了後、更なる知識・技術・技能の修得を目指すための上級課程です。今後幅広い分野で展開されることで、教育の高度化や社会人の学び直しにつながり、我が国の生涯学習社会の構築に寄与することが期待されています。

なお、専門学校との通算で4年以上など一定の要件を満たした専攻科 (適格専攻科) 修了者には大学院入学資格 (高度専門士) が付与されます。

半世紀の歩みを経て、次なるステージへ

1975年 (昭和50年) の学校教育法の一部改正により専修学校が法制化されてから51年目を迎えました。この半世紀の間、社会構造の変化や価値観の多様化、そしてデジタル化の加速など、国民生活を取り巻く環境は激変しました。教育の世界もその例外ではありません。入学資格の違いにより高等教育としての専門課程 (専門学校)、後期中等教育としての高等課程 (高等専修学校)、生涯学習としての一般課程の3つの課程に分かれている専修学校制度がスタートした当時は、いわゆる学歴が社会的な評価の大部分を占め、大学を中心とした教育が過度に重視された時代でもありました。しかし、現在は知識・技術・技能を「物差し」として、個々の学習成果や実践的な能力を適切に評価する考え方が、国際的な潮流とともに日本社会にも深く根付いています。専門学校は、常に社会のニーズを先取りした柔軟かつ実用的なカリキュラムを展開してきました。

現在、全国の専門学校数は約2,700校、学生数は約57万人を数え、高校卒業者等の約15%が進学する高等教育機関へと成長を遂げました。いまや我が国の高等教育は、理論を探究する「大学」と、社会の最前線で即戦力となる専門的知識・技術・技能の習得を中心とする「専門学校」という二本の柱によって形成されています。これまで専門学校は、着実にその社会的地位を高めてきました。1995年 (平成7年) の「専門士」称号の付与に始まり、1998年 (平成10年) には短期大学卒業者と同等以上の学力を有する者として一定の要件を満たした専門学校の修了者を対象に「大学編入学」が実現。さらに、専修学校制度法制化30周年の節目となる2005年 (平成17年) には、4年制課程の修了者に「高度専門士」の称号と「大学院入学資格」が付与され、高等教育機関としての確固たる基盤を築きました。

「職業実践専門課程」について

2013年（平成25年）8月に創設された「職業実践専門課程」は、専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を身に付けられる実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学大臣が認定する制度です。この課程の大きな特徴は、①企業等が参画する「教育課程編成委員会」を設置してカリキュラムを編成している、②企業等と連携して演習・実習等の授業を実施している、③企業等と連携して最新の実務や指導力を修得するための教員研修を実施している、④企業等が参画して学校評価を実施している、⑤学校のカリキュラムや教職員等についてHPで情報提供している、といった点にあり、産業界と一体となった教育体制を敷くことで、大学等の学術教育との役割の違いを鮮明にしています。2026年（令和8年）4月からは改正学校教育法の施行により、専門学校の法的地位がさらに強固なものとなりましたが、この「職業実践専門課程」はその中核を担う制度として期待されています。2026年（令和8年）3月の公示時点では、制度開始からの累計で1,218校・3,332学科が認定を受けています。これは全国の学校数の45.8%、学科数で46.1%に達しており、専門学校における標準的な質の保証として広く浸透しています。

「高等教育の修学支援新制度」について

高等教育の修学支援新制度は、「授業料・入学金の免除または減額（授業料等減免）」と「給付型奨学金の支給」の2つの支援により、安心して学ぶことができる文部科学省の制度です。しっかりと進路への意識や進学意欲があれば、家庭環境に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確保できるよう、2020年（令和2年）4月から開始されました。本制度は段階的に拡充されており、2024年（令和6年）度からは多子世帯や理工農系学科で学ぶ学生を対象に支援が拡大されました。さらに、2025年（令和7年）度からは、多子世帯（扶養する子が3人以上）の学生を対象として、世帯年収に関わらず入学料・授業料を国が定める上限額まで無償化する措置が開始されました。これにより、より多くの学生に高等教育の門戸が広がられています。詳しくは、下記URLより文部科学省ホームページをご確認ください。

文部科学省ホームページ：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

「専修学校 #知る専」について

2021年（令和3年）にスタートした文部科学省がお届けするプロジェクト「専修学校 #知る専」。

「専修学校 #知る専」は、特設のポータルサイトやX、YouTube、メルマガを結びつけて専門学校などの情報発信を強化するもの。専門学校や学生などから投稿される動画や旬な情報が掲載される、専修学校と文部科学省とで作る「参加型」の新しい形の広報プロジェクトです。

X、YouTube、Instagramから、いますぐ!! で検索!!



こうした様々な制度改革が進み、実践的な知識・技術・技能や資格の修得等を含めた職業教育が重要視されていくなかで専門学校の社会的評価はより高まってきました。2024年（令和6年）6月には約50年ぶりに専修学校のための学校教育法改正がなされ、2026年（令和8年）4月より施行されました。同改正学校教育法により、「専門士」、「高度専門士」が学校教育法上の称号とされたことや、単位制への移行、専攻科の導入など専門学校が高等教育機関としてふさわしい制度となるよう様々な整備が行われました。これは専門学校の教育価値が名実ともに大学等卒業者と同等であることを国が法的に明確化し、その地位を揺るぎないものとしたことを意味します。

また、同法改正にあわせて、国の教育レベルの可視化を進める動きも加速し、2025年（令和7年）に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が策定した「日本の教育資格枠組み（Japanese Educational Qualifications Framework）」が文部科学省に承認されました。同資格枠組みにおいて専門士はレベル5（短期大学卒業者と同等）、高度専門士はレベル6（大学卒業者と同等）として明確に位置付けられ、その教育レベルは国内外に発信されています。加えて専門学校は企業と密接に連携した「職業実践専門課程」や、高等教育の修学支援新制度、国家資格の学歴要件・指定養成施設など様々な国の認定・指定制度の対象となっています。こうした制度を通じて専門学校は更なる教育内容の高度化や質保証・向上につとめ、社会基盤を支える実践的な職業教育機関として日本の未来を牽引していきます。

専修学校（専門学校）の「基本」早わかり

法的根拠※ ¹	学校教育法第124条～133条等
目的	職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること
入学資格・3課程	専門課程（専門学校）：高等学校卒業生、3年制の高等専修学校卒業生等
	高等課程（高等専修学校）：中学校卒業生
	一般課程：入学資格は定めなし
修業年限	1年以上（専門学校は年31単位以上×修業年限）
称号	専門士（2年以上・62単位以上の専門学校修了者）
	高度専門士（通算4年以上・124単位以上・大学院入学資格付与等一定の要件を満たした専門学校および専攻科修了者）
認可※ ¹	都道府県知事
教育分野※ ²	8分野（工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養）
認定・指定（支援）	職業実践専門課程、大学院入学資格、勤労学生控除、高等教育の修学支援新制度、貸与型奨学金、国家資格の学歴要件・指定養成施設 等

※¹：専修学校（専門学校）は国の法律に定められ都道府県知事より認可された教育機関です。

民間が運営する他のスクール等（無認可校）と誤認しないよう学校選びの際はご注意ください。

※²：8つの各分野において時代のニーズに即した多種多様な学科が設置されています。

全国専門学校協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館
電話 03-3230-4814 / FAX03-3230-2688